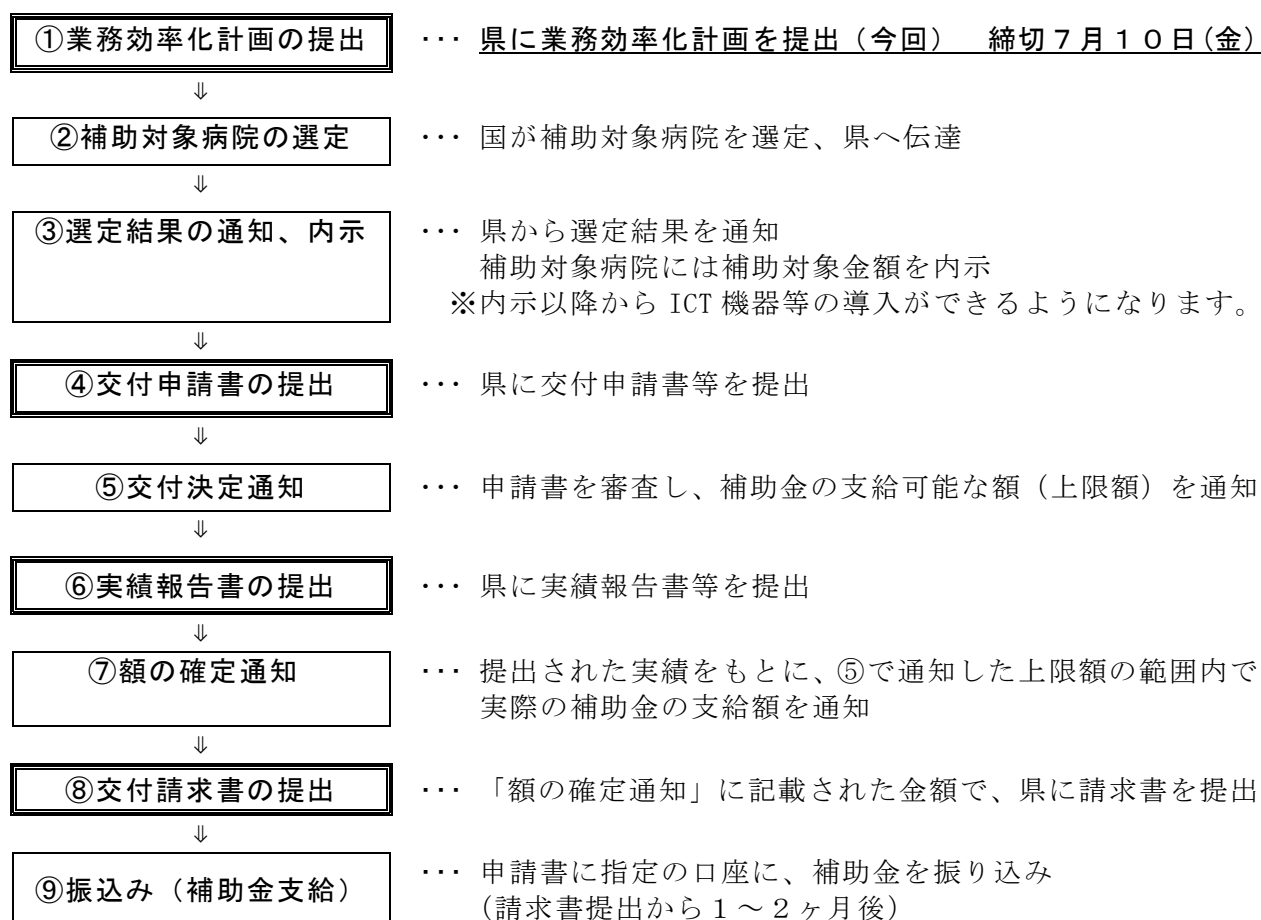


(参考)

◇ 今後の補助金事務の流れ



※ は医療機関が行う事務、 は国、県が行う事務を表します。

※交付決定後、実績報告前に補助金の概算払を希望される場合は御連絡ください。（概算払後、購入実績との差額などで補助金の支給額が減額となった場合には先に支払った補助金との差額を返還いただく必要がありますので御注意ください。）

御注意ください

補助金に関する書類（県とやり取りした書類だけではなく、事業に関する一切の書類を含みます。）については、事業完了後5年間保管する必要があります。（令和14年3月31日まで保管してください。）

また、必要に応じて国や県が検査を行うことがあります。